

アライグマ・ハクビシン防除業務について

アライグマ・ハクビシン防除業務について、「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、以下のとおり実施いたします。

1. 防除対象

市内の住宅（空家を除く。）の敷地（以下「対象地」という。）で、外来生物により生活環境に係る被害を受けているもの又は生活環境に係る被害を受けるおそれのあるもの（農業に係る被害を除く。）

2. 主な実施条件

- ・対象地の所有者、管理者等（以下「所有者等」という。）による依頼があること。
- ・外来生物の捕獲に当たり、対象地の所有者等による見回り、捕獲器の管理、捕獲時の通報等の協力が得られること。
- ・捕獲器の設置場所については、第三者が誤って触れること等によるけが等のおそれがなく、捕獲器を設置することができる屋外の場所であること。
- ・捕獲に使用するえさは、所有者等が用意し、費用を負担すること。

3. 設置期間

捕獲器の設置期間は、原則2週間以内とする。

4. 業務開始

令和4年10月から

5. 事業の周知方法

広報、ホームページ

6. 業務フロー

裏面のとおりに

